

外国人の住民異動手続に係る事前準備等について（お願い）

住民異動手続のスムーズな処理のために、下記のことを御準備のうえ、窓口にお越しいただきますよう御協力をお願いいたします。

◎ 国外から転入する場合

【受付に必要なもの】

- ① 住民異動届（市民課窓口設置）
- ② 在留カード
- ③ パスポート
- ④ 委任状（代理人が手続きする場合）
※原則、全て委任者本人が記入してください。
- ⑤ 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ⑥ 世帯主との続柄を証する公的文書（一人世帯の場合は不要）
（結婚証明書、出生証明書、家族証明書、戸籍謄本などの原本）
※外国語の場合は翻訳者を明らかにした訳文も必要です。
- ⑦ 住民票の写し等の交付請求書（住民票を請求する場合）
- ⑧ 転入する方の氏名にフリガナを付した名簿があれば、御持参ください。

【お願い】

- 業務時間のうち、午前 11 時から午後 2 時の間及び休日・祝日の翌日は混み合います。
できる限り、下記の時間帯に来庁くださるよう御協力ください。
（ 8 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0、1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0 ）
- 一度に 5 人以上の転入届出となる場合は、事前に来庁予定日時と転入する人数の御連絡をお願いいたします。また、20 人を超える場合は、別日等に分けて来庁いただくとスムーズに御案内ができます。
（連絡先：高松市役所市民課 1 階 4 番窓口 0 8 7 - 8 3 9 - 2 2 8 2）
※来庁時は、発券機で④番の番号札をお取りいただき、手続をお願いいたします。

【住居地届出について】

- 外国人技能実習生が研修施設等に一時滞在する場合、住民票を作成することなく、出入国管理及び難民認定法（入管法）上の「**住居地届出**」のみ手続をすることも可能です。
（※住民登録がないため、国民健康保険の加入手続や国民年金の免除申請等はできません。）在留カードの裏面に住居地（研修施設等）を記入してお返しします。また、高松市外へ異動する際の転出届は不要です。（転出証明書の発行はありません。）研修終了後に住所を定める市区町村で転入手続を行ってください。

外国人の住民異動手続きに係る事前準備等について（お願い）

住民異動手続きのスムーズな処理のために、下記のことを御準備のうえ、窓口にお越しいただきますよう御協力をお願いいたします。

◎他の市区町村から転入する場合

【受付に必要なもの】

- ① 住民異動届（市民課窓口へ設置）
- ② 転出証明書
- ③ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
- ④ 在留カード
- ⑤ パスポート（確認する場合があります。）
- ⑥ 委任状（代理人が手続きする場合）
※原則、全て委任者本人が記入してください。
- ⑦ 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ⑧ 世帯主との続柄を証する公的文書（一人世帯の場合は不要）
（結婚証明書、出生証明書、家族証明書、戸籍謄本などの原本）
※外国語の場合は翻訳者を明らかにした訳文も必要です。
- ⑨ 住民票の写し等の交付請求書（住民票を請求する場合）
- ⑩ 転入する方の氏名にフリガナを付した名簿があれば、御持参ください。

【お願い】

- 業務時間のうち、午前 11 時から午後 2 時の間及び休日・祝日の翌日は混み合います。
できる限り、下記の時間帯に来庁くださるよう御協力ください。
（ 8 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0、1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0 ）
- 一度に 5 人以上の転入届出となる場合は、事前に来庁予定日時と転入する人数の御連絡をお願いいたします。また、20 人を超える場合は、別日等に分けて来庁いただくとスムーズに御案内ができます。
（連絡先：高松市役所市民課 1 階 4 番窓口 0 8 7 - 8 3 9 - 2 2 8 2）
※来庁時は、発券機で④番の番号札をお取りいただき、手続きをお願いいたします。